

◇人事異動の基本方針

令和7年4月1日付けの定期人事異動については、次の基本方針に基づき行うこととしました。

1 重要施策の推進に向けた組織力の強化

喫緊の課題である人口減少への対応をはじめ、将来を展望した諸課題に迅速に対応できる組織体制を整備します。

2 自己申告や人事評価の結果に基づく適材適所の配置

職員の適性、能力及び経験が生かせる部署への配置に努めます。

3 女性職員の積極的な登用

女性職員の職域拡大を進め、適性や能力が生かされる部署へ積極的な登用を行います。

4 人材育成のためのジョブローテーション

組織の活性化を図るため、定期的な人事異動を行い、人材育成やキャリア形成につなげます。

5 職員の人事交流や派遣の推進

徳島県との人事交流や外部機関への派遣を継続的に実施し、専門知識の習得や交流機会を通じて人材の育成を図ります。

6 役職定年職員及び再任用職員の活用

これまで進めてきた事業を継承し、次へとつなげていくため、役職定年職員や再任用職員を任用し、豊富な行政経験を生かした人材の活用を図ります。

◇今回の組織改編と人事異動の主な内容

1 組織改編

- ① 「にぎわいづくり推進本部」は、これまでの、にぎわいづくりに資する事業のほか、サウンドハウスホールの自主公演事業や同施設の管理に係る事務を担うとともに、本港地区活性化の取組の一つとして、世代を越えた市民が利用できる屋内プールの整備など、サウンドハウスホールを中心とした施設整備や、その有効な活用方法の検討を進めていくため、その名称を「文化にぎわい推進本部」に改称いたします。
- ② 令和10年度に開園予定の公立認定こども園の計画的な整備をはじめ、公共施設の適正な管理と積極的に利活用等の検討を行っていくため、総務課内に「財産管理マネジメント推進室」を設置します。
- ③ 「児童福祉課」の所管業務を「子育て応援課」と「こども保育課」に改編します。子育て応援課では、これまでの児童手当や児童扶養手当などの給付事務に加え、子育て支援施策の企画立案機能の強化を図る組織体制とし、「こども保育課」では、保育所運営や保育認定、児童館の運営等を所管します。
- ④ 教育政策課内の学校再編推進室と学校課内の新小学校開校準備担当を「学校再編推進課」に再編し、令和9年度の新小学校開校に向けた事務をより効果的に進めていくための体制を整備します。
- ⑤ 主に入札・契約・工事検査等の業務を行っている「建設管理課」は、その名称を「契約検査課」に変更します。

2 人事異動と人員配置

- ① 「文化にぎわい推進本部」では、これまでのにぎわいづくり推進本部より2名増員し、にぎわい創出に向けた取組を進めます。

- ② 保健福祉部内に設置する「子育て応援課」に5名、「こども保育課」には9名を配置し、子育て支援を積極的に進めます。
- ③ 職員の人事交流や派遣については、徳島県へ1名（保健福祉政策課）、徳島県後期高齢者医療広域連合へ1名を引き続き派遣します。
- ④ 定年延長制度における役職定年職員のこれまでの経験や知識を業務に生かすとともに、後輩職員の育成にもつながる人事配置を行います。
- ⑤ 16名を再任用職員として任用し、経験や知識を生かした部署へ配置することにより、人材の活用と組織力の向上を図ります。
- ⑥ 課長級への女性職員を積極的な登用などにより、女性管理職の割合は、前年度と比較して1.3%増の33.6%（特定事業主行動計画目標値 30%）となっています。
- ⑦ 全職員に対する管理職の占める割合は、前年度と比較して0.9%減の32.0%となっています。
（参考：財政健全化集中取り組みプラン令和8年度目標値 30%未満）

3 異動規模

組織・機構や主な業務については行政機構図のとおりです。令和7年4月1日現在において、市長直轄組織には「文化にぎわい推進本部」、市長部局では、6部1局(福祉事務所含む)26課9室で、教育委員会においては、4課2室となっております。

また、職員の異動総数は107名で、中規模の異動となりました。

※市長部局の6部1局26課とは、会計管理者に属する会計課、企業管理者に属する水道課、消防本部、教育委員会各課は含んでおりません。